



滋賀県公報

平成 21 年 (2009 年) 9 目 9 月 (1) 号 外 Н 曜

毎週月・水・金曜 3回発行

次

○ 監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....

目

監査委員公告

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の 通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成21年9月9日

滋賀県監査委員 佐 野 曲 高

> 平 居 新司郎 IJ 山 田 実

> 宮 村 統 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監查執行対象機関名 財団法人淡海環境保全財団

監査執行年月日 平成20年11月26日

監査結果報告年月日 平成21年1月22日

監査の結果

通勤手当の支給において、認定誤りにより平成15年4月から正当額を上回って支給され、264,890円が過払 いとなっている事例が認められたので、今後は適正な事務の執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき「財団法人淡海環境保全財団」が講じた措置の内容

全職員の支給実態等を再度確認し、認定誤りのあった264,890円について、平成20年12月までに全額戻入の 手続きを執った。今後は、認定時の確認を一層徹底するとともに、定期的に通勤状況の確認を行うこととする。

当該監査の結果に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部環境政策課)

認定時の確認を徹底するよう指導した。

また、事務の実態を確認したところ、定期的な通勤状況の確認が実施されていないことが判明したので、今 後は、県と同様に6か月に一度は通勤状況の確認を行うよう指導し、年1回実施される所管公益法人実地検査 の中で確認状況を検査することとした。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日 平成21年1月22日

監査の意見

(1) 公益法人制度改革に伴う新法人への移行について(財団法人滋賀県文化振興事業団、財団法人びわ湖ホ ール、財団法人淡海環境保全財団、財団法人滋賀県環境事業公社、財団法人滋賀県下水道公社、社団法人 滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公社、財団法人滋賀県緑化推進会、財団法人滋賀県産業支援プラザ、 財団法人滋賀県農林漁業後継者特別対策基金、財団法人滋賀県建設技術センター、財団法人滋賀県体育協 会)

社団法人および財団法人は、平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革関連三法により、5年以

内に「公益社団法人・公益財団法人」または「一般社団法人・一般財団法人」への移行の申請をする必要

ついては、早急に詳細な検討を行って明確な方針を打ち出し、その方向に向けた準備を怠りなく進めら れたい。

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県文化振興事業団」が講じた措置の内容

公益財団法人への移行を前提として、これまでから滋賀県や公益法人協会等の説明会・研修会に参加し、情 報収集や勉強会を行ってきた。平成20年12月には「公益認定作業チーム」を設置し、平成21年11月に認定申請、 平成22年4月からの公益財団法人移行を目指し、準備を進めている。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (県民文化生活部県民文化課)

公益法人制度改革に伴う新法人への移行についての対応状況の検討・報告を求めた。

今後も制度改革に関する情報収集等を行い、必要に応じて財団への指導・助言等を行うこととしている。

当該監査の意見に基づき「財団法人びわ湖ホール」が講じた措置の内容

公益法人制度の変更に関しては、これまでから職場全体研修の実施や、課長会議において定款の詳細部分の 検討を行ってきた。現在、モデル定款を参考に、新定款の検討や、同様な事業を実施している団体等の取組例 の情報収集、財政面での分析と検討を行っており、公益財団法人への移行に向けて準備を進めているところで

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (県民文化生活部県民文化課)

公益法人制度改革に伴う新法人への移行についての対応状況の検討・報告を求めた。

今後も制度改革に関する情報収集等を行い、必要に応じて財団への指導・助言等を行うこととしている。

当該監査の意見に基づき「財団法人淡海環境保全財団」が講じた措置の内容

公益財団法人への移行に向けて、財団の事務局内に検討委員会を設置し、移行する上での問題点についての 議論等を行っている。

引き続き、当該検討委員会で検討を進め、平成23年度中に対応方針案を決定し、平成24年度に移行できるよ う申請を目指すこととしている。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部環境政策課)

新公益法人制度に基づく移行準備の進捗状況について、当課に対して、毎年度末に報告を行うとともに、上 記検討委員会開催結果など必要事項を随時報告するよう指導した。

また、必要があれば助言等を行うこととしている。

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県環境事業公社」が講じた措置の内容

公益財団法人へ移行することを基本に、公益認定の審査基準の詳細が明らかになり次第、他府県における類 似の公益法人の動向等も見極めながら対応することとしている。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部循環社会推進課)

他府県の動向等を注視しながら、公益法人制度改革に関する情報提供を行うなど、円滑に公益財団法人へ移 行できるよう支援していく。

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県下水道公社」が講じた措置の内容

県当局との連絡を密に情報の収集に努め、検討を行っている。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部下水道課)

琵琶湖流域下水道の維持管理のあり方について検討・調整中であり、これを踏まえてどういう方針で臨むか について、現在検討を進めているところである。

当該監査の意見に基づき「社団法人滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公社」が講じた措置の内容

現在継続中の特定調停の結果や、県において設置している「造林公社問題検証委員会」の検証結果等を踏ま えて、造林公社の長期ビジョンである長期経営計画と、その目標を達成するための中期経営改善計画を策定す る予定であり、この中で公益法人制度改革への対応も併せて検討をする。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 | (琵琶湖環境部森林政策課)

造林公社において、現在継続中の特定調停の結果や、県において設置している「造林公社問題検証委員会」 の検証結果等を踏まえて、造林公社の長期ビジョンである長期経営計画と、その目標を達成するための中期経 営改善計画を策定する予定であり、県としても造林公社とともに、この中で公益法人制度改革への対応も併せ て検討をする。

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県緑化推進会」が講じた措置の内容

評議員会および理事会において、「公益財団法人への移行のための所要の手続き、体制整備等の検討に着手 する。」という方針が決定され、これに従って、移行手続の準備を進めているところである。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (琵琶湖環境部森林政策課)

公益財団法人への移行の方針を速やかに検討のうえ、平成21年度事業計画案に盛り込み評議員会、理事会に 提案するよう指導した。

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県産業支援プラザ」が講じた措置の内容

平成20年度は、新公益法人制度に関する各種研修会への参加や、他県の産業支援機関の状況把握などを通して、 移行に当たっての課題を検討した。

平成21年度は、新会計基準への移行や必要な諸規定等の整備など、公益財団法人移行に向け、さらに具体的な 検討を進める。

なお、申請に向けてのスケジュールは、国や他県の支援機関の動向も注視しつつ、概ね平成21年度末を目処に 確立する。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (商工観光労働部商工政策課)

公益財団法人移行への方針を確認するとともに、遅滞なく移行手続きを行えるよう改めて指導した。

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県農林漁業後継者特別対策基金」が講じた措置の内容

評議員会において「対応方針の中間報告」を取りまとめ、理事会で公益財団法人を選択することが決定され

今後、平成22年度中の認定申請を目途にして、評議員会でさらに具体的な対応方針を検討し、平成21年度中 に最終報告を理事会に答申する予定である。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容

(農政水産部農政課)

関係法令上の適否や各種の情報提供を行うなど、必要な助言・指導を行った。

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県建設技術センター」が講じた措置の内容

平成21年度中に公益財団法人の認定申請を行うべく、関係機関との協議を進めている。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (土木交通部監理課)

平成21年度中に公益財団法人に向けての認定申請が行えるよう、事務手続きに関する情報提供や指導を行っ た。

当該監査の意見に基づき「財団法人滋賀県体育協会」が講じた措置の内容

理事会において、公益財団法人への移行の方向が決定され、現在検討作業を行っている。

今後、他の類似団体の動向等を注視しながら、移行期間内に公益財団法人への移行の認定を受けるため、着 実に準備を進めている。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容

(教育委員会事務局スポーツ健康課)

公益財団法人移行への方針を確認するとともに、遅滞なく公益財団法人化を進められるように、他の外郭団 体などの公益財団法人移行の情報収集を行うとともに、関係法令上の適否や情報提供を行うなど、指導を行っ た。

監査結果報告年月日 平成21年1月22日

(2) 公社の経営改善(収益拡大等)の取り組みについて(社団法人滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公 社)

社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社(以下「両公社」という。)の債務については、 現在、特定調停が継続されている状況にあるものの、株式会社日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫) に対して負っている債務は、既に県が免責的債務引受により両公社に代わり返済することとなった。

一方、両公社は、県に対して免責的債務引受に係る債務を森林伐採による収益により弁済を行うことか ら、両公社の伐採収入が減少することは、県民の負担を大きくすることとなるため、経費の徹底的な見直 しはもとより、唯一の収入財源である森林伐採による収益拡大を図ることが重要である。

ついては、本格的な伐採を間近に迎える中で、両公社としても間伐材・生産材の搬出等のコスト削減の 方策や販路開拓等による価格安定の方策について、県と連携を図りながら収益拡大に向けた取り組みを早 急に進められたい。

また、その取り組みに当たっては、目標数値を掲げるなど職員のモチベーションの維持向上に配慮しつ つ、効率的な経営に努められたい。

当該監査の意見に基づき「社団法人滋賀県造林公社、財団法人びわ湖造林公社」が講じた措置の内容

策定予定の造林公社の長期ビジョンである長期経営計画とその目標を達成するための中期経営改善計画の 中で、伐採収益拡大の取り組みについて、具体的な目標数値を定めることも含めて検討をする。

この検討の際には、現在、木材生産の低コスト化などの木材生産体制の整備や、木材を集積・分別するスト ックヤード機能および販路開拓・価格交渉を行う需給調整機能を有する流通拠点の整備に取り組んでいる県と 十分な連携を図っていく。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容

(琵琶湖環境部森林政策課)

平成21年度から県産材の利用を促進するため、施業の集約化および機械化による木材生産の低コスト化や、 そのために必要不可欠な人材の育成などの木材生産体制の整備に取り組んでいる。

併せて、木材を集積・分別するストックヤード機能や、国産材の需要動向や県内の生産状況の把握によって 販路開拓や価格交渉を行う需給調整機能を有する流通拠点の整備に向けて、関係者による検討を始めており、 平成23年度からの稼働を目指している。

これらの木材生産流通体制を整備することにより、平成27年度からの造林公社の主伐の開始による県内の伐 採量の大幅な増加にも対応が可能になると考えており、その整備にあたっては造林公社とも十分に連携を図り ながら取り組んでいく。

監査結果報告年月日 平成21年1月22日

監査の意見

(3) 県営住宅の適正管理について(滋賀県住宅供給公社)

滋賀県住宅供給公社は、県から委託を受け県営住宅の管理運営を実施しているところであるが、県営住 宅の維持管理において、修繕業務に伴う不適正な事例が発生し、県営住宅の管理に対する不信感を与える 結果となっている。

ついては、維持管理業務に係る規程等に基づいて徹底した確認を行うことにより、県営住宅の適正管理 に努められたい。

当該監査の意見に基づき「滋賀県住宅供給公社」が講じた措置の内容

不適正な事例が発覚後、直ちに調査確認し、現在当事者である業者に対して損害賠償請求の係争中である。 本事案については、当該修繕業者の不正な行為であるが、公社の修繕執行体制に起因している部分もあるこ とを重大に受け止め、適正に執行するため次の改善策を講じた。

① 修繕発注業務の改善

個々の修繕について、事前に内容および費用のチェックを厳正に行い発注することとした。

② 修繕完了時の確認

修繕完了届には全件施工前後の写真添付を義務づけることとした。

③ 修繕履歴の整備

合理的な修繕方法により業務の適正な執行を図るため、個々の住戸に対する修繕履歴を整備することとし た。

④ 修繕業務管理の強化

修繕業務の管理を担当する職員(嘱託)を1名増員し、発注から完了、支払いまでの業務に関する管理を 強化することとした。

⑤ 修繕完了検査態勢の強化

修繕工事全件の完了検査を実施するため、職員(嘱託)を2名増員した。

当該監査の意見に基づき「県」が講じた措置の内容 (土木交通部住宅課)

県営住宅の維持管理において、修繕業務に伴う不適正な事例が発生したが、公社の修繕執行体制に起因して いる部分もあることから、修繕業務管理や修繕完了検査態勢を強化し、修繕業務内容・費用のチェック、検査 確認を徹底するよう指導した。

6	平成 21 年	(2009年)	9月9日	滋	賀	県	公	報	号外(1)	